

学術資源利活用特別委員会要項

(令和3年2月19日京都大学図書館協議会決定)

第1条 京都大学図書館協議会（以下「協議会」という。）に、京都大学図書館機構規程（平成17年達示第17号）第11条第1項に基づき、学術資源利活用特別委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、豊富な学術資源を活用し、社会への貢献を強化するため、及び全学図書館機能の基盤を整備するため、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 京都大学の図書館活動の世界発信に関する事。
- (2) 京都大学の豊富な学術資源を活用した国内外の研究者への研究活動の支援に関する事。
- (3) 生涯学習への貢献に関する事。
- (4) 全学的コレクションの構築（電子リソースを含む学術情報資源の整備を除く。）に関する事。

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 協議会協議員のうちから協議会の議を経て協議会の議長が指名するもの若干名
 - (2) その他協議会の議長が必要と認める者 若干名
- 2 前項第2号の委員は、協議会の議長が委嘱する。
- 3 第1項第2号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員のうちから協議会の議長が指名する。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

第5条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

第6条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができな

い。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

第7条 委員会に関する事務は、附属図書館事務部図書館企画課において処理する。

第8条 この要項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。